

受理官庁 ME	経済省知的所有権部 (モンテネグロ)	附属書 C ME
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	モンテネグロ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はモンテネグロ語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 15	
国際出願手数料	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	EUR 5	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要、出願人がモンテネグロに居住している場合 要、出願人がモンテネグロの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁 ² が保管する代理人登録簿に登録されている法人若しくは自然人、又はモンテネグロ法曹協会名簿に登録されている弁護士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。

2 受理官庁に問合せされたい。